

* 「甲」は第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会、「乙」は発注先を指す。

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 乙は、甲に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、甲(甲が指定する者を含む。以下同じ)が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。
- 一 甲が実施する教育文化事業の一環として、県民、事業者、行政関係者等に無料で配布、説明又は上映すること
 - 二 甲が実施する講演会、シンポジウム、研修会、その他のイベントなどにおいて、無料で配布、説明又は上映すること
 - 三 令和9年3月31日までの間、インターネット(岐阜県ホームページ及び全国高等学校総合文化祭関係ホームページ)に掲載し、無料で配信すること
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 甲は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に乙(前項に該当する場合にあつては、前項各号に掲げる者を含む。)に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 乙は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 甲は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。